

(案)

独立行政法人の業務実績に関する二次評価結果

—政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」—

〔「平成19年度における独立行政法人等の業務の実績に
関する評価の結果等についての意見」〕

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価(=一次評価)を行っています。

総務省の**政策評価・独立行政法人評価委員会**(委員長:大橋洋治・全日本空輸(株)取締役会長、独立行政法人評価分科会長:富田俊基・中央大学法学部教授)は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価(=二次評価)を行い、各評価委員会に対して必要な意見を通知することとされています。

1 平成19年度業務実績評価(二次評価)意見について

本意見は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された独立行政法人102法人並びに日本司法支援センター、国立大学法人87法人及び大学共同利用機関法人4法人等独立行政法人に準じて評価を行うこととされている法人の平成19年度業務実績評価の結果について、府省横断的な視点から二次評価を実施した結果を意見として通知するもの。

なお、契約の適正化に係る二次評価については、引き続き検討中であり、別途意見を各府省評価委員会等に通知予定。

2 評価に当たって特に重視した事項

① 以下の事項についての適切な評価が行われているか。

- ・「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)等既往の政府方針において取り組むこととされている事項
- ・勧告の方向性等において当委員会が過去に指摘した事項
- ・財務内容等の改善のために着目すべき事項

② 評価結果が以下の観点から国民に分かりやすいものになっているか。

- ・評定・評価の基準の明確性
- ・評価の結論に至る理由・根拠の明確性

3 意見の概要

1. 各府省評価委員会に対する共通意見 (6項目)

主な内容

○ 評価の基準の明確化等

評価結果を分かりにくくしている要因として、評定単位やウェイトの不統一、外的要因の扱いの不明確さ等があるので、評価結果を分かりやすくするために、今後はこれらについて考慮した説明を行うべき。

○ 内部統制

コンプライアンス体制の整備についての評価はおおむね行われているが、今後は内部統制のために構築した体制・仕組みの運用状況についての評価を行うことが望ましい。

○ 給与水準等

国家公務員と比べて給与水準の高い理由等について、法人の説明が国民に対して納得の得られるものとなっているか等の観点から検証し、適正化に向けた法人の取組を促す評価を行うことが必要。

(→横断的な分析を実施し、特に改善を要する点については個別に指摘。)

○ 事業としての資金運用

平成19年度において運用環境が悪化している状況等を踏まえ、資金運用の実績や運用方針についての透明性を高め、法人の責任について十分な分析をした評価を行うべき。

2. 個別の独立行政法人等についての意見 (56項目)

主な例

① 既往の政府の方針・勧告の方向性等で指摘した事項の取組状況や財務内容に係る評価が不十分であるので、的確な評価を行うべき。

〈整理合理化計画関係〉

勤労者退職金共済機構 (厚生労働省評価委員会)

都市再生機構 (国土交通省評価委員会)

〈勧告の方向性関係〉

日本学生支援機構 (文部科学省評価委員会)

農業・食品産業技術総合研究機構 (農林水産省評価委員会)

空港周辺整備機構 (国土交通省評価委員会)

〈給与水準関係〉

農畜産業振興機構 (農林水産省評価委員会)

住宅金融支援機構 (国土交通省評価委員会、財務省評価委員会)

② 評価結果について、評定や評価の理由・根拠についての説明が不明確・不十分であるので、分かりやすい評価を行うべき。

情報通信研究機構 (総務省評価委員会)

日本万国博覧会記念機構 (財務省評価委員会)

日本スポーツ振興センター (文部科学省評価委員会)

年金積立金管理運用 (厚生労働省評価委員会)

緑資源機構 (農林水産省評価委員会)

石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (経済産業省評価委員会)

4 意見の具体例

勤労者退職金共済機構(厚生労働省)

○ 整理合理化計画等において取り組むこととされている事項につき、取組状況の評価が不十分である例

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目:建設業退職金共済事業の適正化 【 評定 : A (中期計画を上回っている) 】</p> <p>(評定理由) 各種の改善策が実行され、手帳更新・退職金請求の実績件数が前年より改善しており、計画を上回っていると判断される。</p> <p>(注1) 手帳更新件数 3,853件 対前年度比 25.3%増 退職金請求件数 2,507件 対前年度比 23.3%増</p> <p>※ 退職金共済手帳長期未更新者全体の増減については言及されていない。</p> <p>(注2) なお、総合評価結果において、「建退共事業の適正化に関しては、当委員会の指摘を踏まえ、2年間手帳の更新のない共済契約者に対し適切な措置をとるよう要請したり、3年間手帳の更新のない被共済者に対し、事業主を通じて手帳更新や退職金請求等の手続をとるよう要請したりすることに加え、昨年度に引き続き、無回答の事業主に対して電話による追跡調査を実施した結果、手帳更新や退職金請求などの改善がみられたことは評価する。今後もこの取組を継続するとともに、日頃から共済契約者や被共済者それぞれに対する周知や指導等が必要であると考えられるため、積極的な取組を期待する。」としている。</p>	<p>建設業退職金共済事業における退職金共済手帳長期未更新者縮減対策については、各種の改善策が実行され、手帳更新・退職金請求の実績件数が前年より改善しているとして、「建設業退職金共済事業の適正化」の項目においてA評定(中期計画を上回っている)としているが、退職金共済手帳長期未更新者に対する取組による具体的な効果については言及されていない。<u>今後の評価に当たっては、退職金共済手帳長期未更新者に対する取組による具体的な効果を明らかにした上で評価すべきである。</u></p>

都市再生機構(国土交通省)

○ 整理合理化計画等において取り組むこととされている事項につき、取組状況の評価が不十分である例

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：子会社・関連会社等の整理合理化 【 評定： 2 (中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況) 】</p> <p>(理由) (財)住宅管理協会については、国における公益法人の見直しの状況も踏まえ、事業の公益性の点検も含め全面的な事業内容の見直しを行うとともに、組織形態の見直しを検討し、機構との関係について透明性を確保することとしている。</p> <p>(理由) 経営が安定し、出資目的を達成した関連会社等について、株式売却等を行うため、出資者である地方公共団体等との協議に向けての準備を進めている。</p> <p>(理由) 関係法人との随意契約については、業務の抜本的見直しを行い、原則、すべて競争性のある契約方式へ移行していくこととしている。</p> <p>[意見] 子会社・関連会社の整理合理化案については、平成13年度からの6年間で、約半数以下に整理を進めてきたことは、一定の評価が出来るが、独立行政法人の子会社・関連会社との随意契約、職員の再就職などが繰り返し問題とされている昨今の問題意識に照らし、次年度以降も見直しをすることとしているので、より具体化し、進めることを期待したい。</p>	<p>関連法人については、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成19年12月21日)の「第4 関連会社等に係る見直し」等において、①関連会社等の剰余金を含めた自己資本の水準を検証の上、機構の政策目的にふさわしい活用方策を講ずること、②関連会社等と随意契約とする必要性、契約額の適正性等について検証した上で関連会社等を含めた機構全体の事業実施の在り方を抜本的に見直すこと、③関連会社等との随意契約を原則競争性のある契約方式へ移行すること、④財団法人住宅管理協会の組織形態の見直しなどによる透明性の確保を図ること等とされている。また、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「関連法人に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである。」との指摘を行っている。</p> <p>平成19年度の評価結果をみると、<u>子会社・関連会社への業務委託に係る入札・契約方式を随意契約から競争性のある契約方式への移行及び財団法人住宅管理協会の組織形態の見直しの検討による透明性の確保に関する評価は行われているが、それ以外については評価が行われていない。</u>今後の評価に当たっては、<u>関連法人における剰余金の活用方策や関連会社等を含めた機構全体の事業実施の在り方の抜本的な見直しについても厳格な評価を行うべきである。</u></p>

日本学生支援機構(文部科学省)

○ 事務・事業の見直しにおいて当委員会が勧告の方向性で指摘した事項等につき、取組状況の評価が不十分である例

文部科学省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目:保証機関の状況把握・妥当性検証の仕組みの検証 【 評定 : A (中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで成果を上げている) 】</p> <p>年間計画どおり、他機関の検証制度について調査し、平成20年度中の「<u>機関保証制度検証委員会(仮称)</u>」の設置に向けて準備を進めたことは評価できる。</p> <p>今後は、<u>保証機関の債務保証の収支、代位弁済・回収状況等の把握・分析を行い、その結果を更なる改善に活用することが求められる。</u></p>	<p>奨学金貸与事業において財団法人日本国際教育支援協会が実施する機関保証業務については、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成18年11月27日)において、保証機関へ延滞債権のリスクを安易に移転することにより<u>保証機関の収支の健全性が阻害されることのないよう、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証するものとされている。</u></p> <p>平成19年度においては、保証機関の健全性確保のための状況把握及び妥当性を検証する仕組みの検討の状況が業務実績報告書等に記載され、他機関の検証制度の調査や「<u>機関保証制度検証委員会</u>」の設置に向けた取組について評価が行われている。</p> <p><u>今後の評価に当たっては、16年度の制度開始時に加入した4年制大学の新規返還者が発生することを踏まえ、毎年度機関保証の妥当性の検証について評価を行うべきである。</u></p>

農業・食品産業技術総合研究機構(農林水産省)

○ 事務・事業の見直しにおいて当委員会が勧告の方向性で指摘した事項等につき、取組状況の評価が不十分である例

農林水産省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目: 研究資源の効率的利用及び充実・高度化 【 評定 : A (計画に対し、業務が順調に進捗している) 】</p> <p>理事長のリーダーシップのもとで重点化の考え方が明確にされ、温暖化研究、有機農業研究などの課題で研究強化が行われている。また、高度化事業及び科研費などの競争的研究資金の獲得が伸びており、評価できる。<u>効率化に向け、研究組織の見直しを行うための体制検討本部を設置し、小規模研究拠点の研究組織の見直しに係る基本的な考え方を整理した。</u>今後も、共同利用施設の利用実績を上げるとともに保有資産見直しに適切に対応することを期待する。</p> <p>(注) Aと評定されている項目は、指摘事項のほか、研究の重点化や外部資金の獲得等11の取組を総合的に評価したもの。</p>	<p>本法人の中期計画期間は、平成18年度から22年度までの5年間となっている。本法人はその2年目に当たる19年度において、中期計画で自ら定めた「主要な研究拠点とは別に設置されている小規模な研究単位における事務事業について、研究資源の効率的・効果的な利用を図るため、近接する拠点での一元化等を図り、効率的な組織運営を行う。」について、本格的な検討を開始したところである。このことについては、「すぐに着手できる福利厚生関係事務等の一元化については18年度に進めたところであるものの、さらなる効率化を図る上での基本計画は策定途上である。また、この取組が完了するのは次期の中期計画終了時となる27年度である。」旨の説明も受けたところである。しかし、貴委員会は、中期計画の当該事項について、<u>当該事業年度に法人がどのような成果を挙げたかという点については言及がないまま、検討を開始したという事実を評価し、当該事項が評価されている項目全体の「研究資源の効率的利用及び充実・高度化」をA評定と評価している。</u></p> <p>以上を踏まえると、<u>検討にとどまるものを評価するだけでなく、その成果や現段階の計画の進捗状況も踏まえて評価を行うべきである。</u>また、近接する拠点での事務事業の一元化、それを踏まえた組織の見直し等の取組を促していくような評価も必要である。</p>

(注) 引用されている中期計画は当委員会の勧告の方向性(平成16年12月10日)を踏まえて策定されたもの

空港周辺整備機構(国土交通省)

○ 事務・事業の見直しにおいて当委員会が勧告の方向性で指摘した事項等につき、取組状況の評価が不十分である例

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
該当なし	<p>民家防音事業については、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成19年12月21日)において、「空調機工事単価及び空港周辺整備機構が委託している空調機の機能低下に係る調査等の業務委託費について、割高ではないかとの指摘も見られたことから、空調機工事単価及び調査項目を見直すとともに、当該工事及び業務委託に係る業務発注を競争入札とすることにより事業費の縮減を図るものとする。」と指摘しており、整理合理化計画においても、同様の措置を講じるものとされている。また、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「今後の評価結果に当たっては、他の特定飛行場における事業手法、個別単価等についても考慮した上で評価を行うべきである。」との指摘を行っているが、評価結果において、これらの点について言及されていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、<u>空調機工事単価及び調査項目の見直し並びに当該工事及び業務委託に係る業務発注を競争入札とすることについて評価を行うべきである。</u></p>

農畜産業振興機構(農林水産省)

○ 給与水準が高い理由について、法人の説明に対する評価委員会としての認識が評価結果において示されていない例

農林水産省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：人件費の削減 【 評定： a (達成度合いは100%以上であった)】</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成17年12月1日から人件費改革として取り組んでいる「給与構造の見直し」を着実に推進しているほか、平成19年度からは、新たな人事管理制度として、管理職ポストオフ制度、管理職への昇格抑制、昇給幅の抑制、業務専門職等を導入し、一層の人件費削減に取り組んだ。</p> <p>なお、平成19年度の地域・学歴別のラスパイレス指数は、去年の114.1から111.9へと2.2ポイント低下し、人件費の削減に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>(要旨)</p> <p><u>本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で131.2(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。</u></p> <p>その理由として、19年度における役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報の公表における本法人自身の説明によると、管理職割合の高さが挙げられている。しかしながら、<u>法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。</u></p> <p><u>今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。</u></p> <p>また、給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価を行い、評価結果において明らかにすべきである。</p>

住宅金融支援機構(国土交通省、財務省)

○ 給与水準が高い理由について、法人の説明に対する評価委員会としての認識が評価結果において示されていない例

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：人事に関する計画 【 評定：4（中期目標の達成に向けて優れた実施状況）】</p> <p>国家公務員においては平成18年度から平成22年度までの間に段階的に実施される官民給与格差是正措置について、当機構では平成19年度から職員の本俸の現給保障を打ち切って完全実施する等、人件費の削減及び給与の見直しを着実にやっている。</p> <p>その結果、人件費については、平成18年度の9,756百万円と比較し、8.9%の削減を行っており、優れた実施状況にあると認められ、評価できる。</p> <p>その他、機構独自の取り組みとして、複線型人事制度の導入、賞与の年間支給月数の引き下げ、平均定期昇給率を国家公務員の1/2の水準への引き下げを行っており、ラスパイレス指数の低下にも取り組んでいる。</p> <p>(注) 財務省評価委員会の評価結果では、給与水準について言及されていない。</p>	<p>(要旨)</p> <p><u>本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で128.6(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。</u></p> <p>その理由として、19年度における役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報の公表における法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②その他法人固有の事情(業務の専門性)が挙げられている。</p> <p><u>しかしながら、法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。</u></p> <p><u>今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。</u></p> <p>また、給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価を行い、評価結果において明らかにすべきである。</p> <p>(注)財務省評価委員会にも同様の指摘を行っている。</p>

情報通信研究機構(総務省)

○ 評定理由・根拠が不明確で、評価結果が分かりにくくなっている例

総務省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援 利便性の高い情報通信サービスの浸透支援 【評定：AA(中期目標を大幅に上回って達成)】</p> <p>「必要性」： ○中期目標で設定した課題をよく達成している。</p> <p>「効率性」： ○中期目標で設定した課題をよく達成している。</p> <p>「有効性」： ○中期目標で設定した課題をよく達成している。</p>	<p>評価項目「高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援」及び「利便性の高い情報通信サービスの浸透支援」について、平成18年度の評価結果においては両評価項目ともにA評定(中期目標を十分達成)とされており、19年度評価結果においては両評価項目ともにAA評定(中期目標を大幅に上回って達成)とされている。しかしながら、業務実績について大幅な進展があった状況は示されていない。例えば、助成金の交付については、事業終了後3年間以上経過した案件の通算の事業化率が、18年度は36%であったものが、19年度においても36%となっている。また、情報通信ベンチャー支援センターに係るアクセス件数も3.4%増にとどまっている。</p> <p><u>したがって、18年度評価においてA評定であったものを19年度の評価において最上級の評定とする説明が十分になされているとは言い難い。</u></p> <p><u>今後の評価においては、最上級の評定を付すに当たって評価項目についていかに十分な成果を上げたかを説明すべきである。さらに、中期目標期間の初年度である18年度に目標を達成している状況を踏まえ、目標の妥当性についても検証を行うべきである。</u></p>

日本万国博覧会記念機構(財務省)

○ 評価において結論に至る理由の検証が不十分な例

財務省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：公園内の安全確保 【 評価：B(中期計画の達成に向け おおむね適切に成果をあげている) 】</p> <p>「安全管理体制検討会」が設置され、公園全体の安全管理の基本的枠組みである「万博記念公園安全管理対応指針」が取りまとめられた。この指針に基づき、「安全管理連絡会議」が設置され、2回の会議が開催された。AEDの使用講習会、避難誘導訓練が実施され、また、工事施工業者への安全教育が実施された。今後はこれらの対策が有効に働き、つねにお客様や働く人の安全が確保できるように今後も一層の徹底が望まれる。以上のことから本項目の評価はBとする。</p>	<p>本法人では、平成19年度に公園内の遊園地において死傷事故を含む複数の安全に係る事案が発生したところであり、公園内の安全対策の必要性が明らかになったところである。これに関して、<u>事故を受けて講じた安全対策については業務実績報告書及び評価結果においても言及されているところだが、個別の事故において原因の検証がなされ、かつ、それを説明している内容とはなっていない。</u>事故の重大性にかんがみると、そのような記述がされるべきと思料される。今後、<u>同様の安全に係る重大な事案が生じた場合には、その原因を分析した上で、講じた措置の適切性について検証すべきである。</u></p>

日本スポーツ振興センター(文部科学省)

○ 評価の方法の改善が求められる例

文部科学省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目:スポーツ振興投票等業務に係る財務内容の健全化等 【 評定 : A (中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで成果を上げている) 】</p> <p>スポーツ振興くじの売上げが、中期計画の売上目標額を大幅に上回ったことは評価できる。</p> <p>今後とも、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成19年12月21日政策評価・独立行政法人評価委員会)の指摘を踏まえ、売上向上等に最大限努力し、財務内容の健全化のための取り組みを進めて繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、スポーツ振興に対する助成の確保に努めることを期待する。</p>	<p>スポーツ振興投票業務については、助成財源を確保することが本来の目的であることにかんがみ、売上高のみならず、<u>経費の適切性・効率性についても検証した上で、助成財源の確保状況について評価を行うべきである。</u></p>

年金積立金管理運用(厚生労働省)

○ 評定理由・根拠等が不明確で、評価結果が分かりにくくなっている例

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目:運用の基本的な考え方、運用の目標等 【評定: A (中期計画を上回っている)】</p> <p>市場の運用結果を評価するための指標であるベンチマークで見ると、外国株式を除くそのほかの資産ではベンチマーク並の収益率が達成され、また資産全体でもベンチマークを上回る収益率が達成されており、厳しい投資環境である中、<u>中期目標として確保することを求められているベンチマーク収益率を概ね確保できたことについては評価できる。</u></p> <p>ただし、外国株式のアクティブ運用においては、直近3年・5年のいずれについても運用受託機関の大半がベンチマーク収益率を下回っている。これについては、平成18年度の評価の際にも指摘した事項であり、ベンチマークを超える運用結果が出せるよう、今後の見直しを求める。また、わずかながらベンチマーク収益率を下回っている国内債券については、国債のみを投資対象とするパッシブ運用を新たに開始するなどの対策が取られているが、収益率の向上に向けて更なる対応を期待したい。</p>	<p>年金積立金の運用については、中期計画において、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとされており、評価結果ではA評定(中期計画を上回っている)とされている。</p> <p><u>しかしながら、外国債券については、中期計画において目標とされているベンチマークを上回った収益率となっているものの、国内債券、国内株式及び短期資産は、おおむね、ベンチマーク並の収益率、また、外国株式はベンチマークを下回る収益率となっており、A評定とする考え方、理由、根拠等が明らかとなっていない。</u></p> <p><u>今後の評価に当たっては、より厳格な評価を行うとともに、評価の考え方、理由、根拠等を明らかにした上で評価すべきである。</u></p>

緑資源機構(農林水産省)

○ 評価の方法に問題があり、評価結果が分かりにくくなっている例

農林水産省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p data-bbox="349 444 687 482">評価項目：総合評価</p> <p data-bbox="92 525 933 1219">機構については、国民の信頼を甚だしく損なう事態を招き、更生の機会を与える意義はないとして廃止の方針が決定され、廃止法の制定・施行を経て解散するに至った。分科会は、昨年度の評価において、「<u>機構の実施している事業に関する目的・結果について、その意義を認めつつも、事業を実施する主体としてはその適格性を欠くものと言わざるを得ない</u>」と意見を述べたところであるが、その後、談合事件の裁判の判決において同事件の反社会性が指弾されたほか、<u>事業実施主体の解散により、事業が実施されていた地域をはじめ各方面に多大な支障を生じさせている。機構は、託された業務の大半を中期計画に基づいて順調に推移させてきたほか、新技術や新工法も開発してきており評価すべき点もある。しかしながら、分科会としては、組織の廃止という遺憾な結果を自ら招いたことについて、機構が適正な業務運営を怠った責任の重大さを改めて指摘するものである。</u></p>	<p data-bbox="987 482 1818 625">本法人の業務実績に関する評価は、「独立行政法人緑資源機構の業務の実績に関する評価基準」(平成16年6月1日)に基づき評価が行われ、総合評価についても各評価単位と同様にA、B、Cによる評定が行われてきたところである。</p> <p data-bbox="987 632 1818 1239">貴委員会が行った平成19年度の業務実績に関する総合評価においては、<u>昨年度までのA、B、Cによる評定は用いず、文章で記載されており、これについて、本法人が不祥事から廃止に至ったことについての本法人の責任の大きさを踏まえ、総合評価の趣旨を具体的に伝えることが重要であるとの考えが示されている。しかしながら、これまでに廃止された法人(農業者大学校)に対して行われた総合評価が廃止前年度までの評価と同様の方法により行われたこと、また、評価の継続性の確保について配慮されていないことから、当委員会として、貴委員会の判断について異議なしとすることはできない。さらに、総合評価の内容は、本法人が適正な業務運営を怠った結果、組織の廃止に至ったことの責任の重大性について言及しているものの、中期目標に係る各事業の総合的な業績や不祥事が業績にどのような影響を与えたのかについて十分に言及されていない。これらについて客観的に分析を行った上で、貴委員会としての見解を国民に対し十分に説明すべきである。</u></p>

石油天然ガス・金属鉱物資源機構(経済産業省)

○ 評定理由・根拠が不明確で、評価結果が分かりにくくなっている例

経済産業省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：サービスの質の向上(資源備蓄) 【評定：A(中期目標に照らし、ほぼ順調な進捗状況にあり、その質的内容も高い)】</p> <p>(評価のポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 備蓄基地における工事委託に際し新たな管理手法の導入、備蓄タンク利用料の削減などを行い、当初の目標を大幅に上回る削減を達成している。 ○ 油種入替、基地間転送事業を実施し、緊急時対応能力の向上に取り組んでいることを高く評価する。また、放出訓練も継続的に実施され、技能の維持向上が図られている。 ○ さらに、アジア各国の石油備蓄制度の構築に向けて、石油備蓄をエネルギー国際戦略上のツールとして位置づけ直す、新しい方向性を切り拓いた。 <p>(石油ガス備蓄の着実な推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>石油ガス地下備蓄基地(2基地)の建設について、工事の進捗に伴い発生する問題に対処しつつ、着実に建設を実施している。</u> ○ 地上基地(3基地)への石油ガスの購入・搬入を着実に実施した。 	<p>(要旨)</p> <p><u>貴委員会では、国家備蓄石油・石油ガスの安全かつ適切な管理、レアメタル備蓄等を内容とする資源備蓄の評価項目についてA評定としており、当該評価項目の内容の一部である地下備蓄方式の石油ガス国家備蓄基地の建設については、「工事の進捗に伴い発生する問題に対処しつつ、着実に建設を実施している」としている。</u></p> <p>しかしながら、当該備蓄基地建設事業に係る評価について、<u>以下のとおり指摘するものであり、今後の評価に当たっては、中期目標等に掲げる目標と業務の実績との間に乖離が生じる場合においては、これらの指摘を踏まえて厳正に評価を行うべきである。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 貴委員会が定める評価判定指標(中期目標の進捗状況等)によらず、年度計画を基に評価しており、<u>評価判定方法の適切性が疑問</u> ② 当該備蓄基地の建設工事が更に遅延する可能性があるにもかかわらずA評定としている理由が不十分 ③ 年度計画のみを変更し、中期目標が変更されていないにもかかわらず、<u>業務の実績が中期目標から乖(かい)離していることについての説明が欠如</u>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務実績評価の結果に対する主な意見

○ 危機管理に関する評価の例

法人運営に影響を及ぼすおそれのある各種事項に対する危機管理について、全学的・総合的な対応体制の整備状況について評価しているが、一部の国立大学法人において薬品管理等に係る法令違反が発覚している例があることなどを踏まえ、引き続き、各国立大学法人等が整備した危機管理に係る全学的・総合的な対応体制の運用状況について評価を行うべきである。

○ 附属病院に関する評価の例

昨年度当委員会が指摘した附属病院に関する評価については、収入増やコスト削減の取組における数値目標の設定状況、国立大学病院管理会計システム(HOMAS)又はこれに類する会計システム等により得られた各種統計データの活用状況を把握し、病院管理運営に関する実績等の評価を行っており、一部の法人に注目される取組がみられる。

今後の評価に当たっては、国立大学法人会計基準の実務上のガイドラインに当たる「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針の改訂により、より実態に即したセグメント情報の把握が可能になったことを踏まえ、引き続き、先進的な取組を行っている附属病院の例も参考にしつつ、各附属病院の経営効率化の取組を促進する観点から評価を行うべきである。

(参考) 関連閣議決定等

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 随意契約の見直し

④ 随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。

(2) 保有資産の見直し

④ 保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。

(3) 官民競争入札等の積極的な適用

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。

(4) 給与水準の適正化等

③ 給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

ア 各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、主務大臣は各独立行政法人の長について、また、各独立行政法人の長は当該法人の役員について、職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、当該役員に引き続き職務を行わせることが適当でないときと認めるときは解任事由となり得ることを再確認する。

イ 各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。

ウ 独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。

エ 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。

オ 各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。

カ 独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、監事及び評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施する。

② 関連法人等との人・資金の流れの在り方

カ 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)

(独立行政法人等における人件費の削減)

第53条 独立行政法人等(独立行政法人(政令で定める法人を除く。)及び国立大学法人等をいう。次項において同じ。)は、その役員及び職員に係る人件費の総額について、平成十八年度以降の五年間で、平成十七年度における額からその百分の五に相当する額以上を減少させることを基本として、人件費の削減に取り組みなければならない。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)

4 総人件費改革の実行計画等

(1) 総人件費改革の実行計画

ウ その他の公的部門の見直し

① 独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人

(エ) 各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。